ASBJ

第 494 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(4)-2

日付　2023 年 1 月 17 日

| | |
|---|---|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発 |
| 項目 | ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点への対応 |

## I.　本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点の取扱いについての ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II.　これまでの審議の経緯

2. 第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）及び第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）では、それまでの審議を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点として次のものをお示しした。

(1) 引当における貨幣の時間価値の考慮

(2) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価の採用

(3) 利率（実効金利の算定等）

(4) 条件変更及び認識の中止

(5) 信用減損資産に係る利息収益の認識

3. これを踏まえ、本資料では、IFRS 第 9 号における金融資産の測定の定めを取り入れるかどうかに関する事務局の分析及び提案をお示しする。なお、前項(5)の「信用減損資産に係る利息収益の認識」については、次回以降の委員会において事務局提案を行う予定であるため、本日は審議を行わない。

## III. 検討の観点の整理

4. ステップ 2 の進め方として、第 478 回企業会計基準委員会(2022 年 4 月 26 日開催)及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）（以下「第 478 回企業

会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿って今後の基準の開発を行っていくことを提案していた[1]。

（ステップ 2）

| |
|---|
| 国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。 |

5. 前項で示すステップ 2 の目的の考え方として、第 478 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、IFRS 第 9 号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めの明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れることを提案していた。これは、IFRS 第 9 号と実質的に実務を整合させることを目指すという趣旨であり、金融商品の分類及び測定に関する IFRS 第 9 号の定めを全面的に取り入れることにより IFRS 第 9 号を適用した場合の予想信用損失の算定結果と完全に一致させることを意図して設定したものではなかった。

6. このように IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する定めを全面的に取り入れることは所与としていないが、その一方、ステップ 2 において国際的な比較可能性を確保することを重視していることは変わらないため、ステップ 2 において金融商品の分類及び測定に関する論点について IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかを検討するにあたり、国際的に説明可能であるかどうかを考慮することが必要と考えられる。特に IFRS 第 9 号の定めを取り入れない場合にはその理由が国際的に説明可能であることが重要と考えられる。

7. これを踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する次の論点について、国際的に説明可能であるかどうかという観点から IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかについての事務局の分析及び提案をお示しする。

(1) 引当における貨幣の時間価値の考慮

(2) IFRS 第 9 号における償却原価の採用

(3) 利率（実効金利の算定等）

---

[1] ステップ 2 と合わせて、ステップ 4 については、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。」ことを目的として、今後の基準開発を行っていくことを提案していた。

(4) 条件変更及び認識の中止

上述の(1)から(3)は密接に関連する論点であることから、「引当における貨幣の時間価値の考慮及び実効金利法による償却原価の採用」において、まとめて検討を行う。

## IV. ASBJ 事務局の分析

**（引当における貨幣の時間価値の考慮及び実効金利法による償却原価の採用）**

8. 貸付金に関する元本と利息に関する考え方について、日本基準と IFRS 第 9 号では以下の違いがあると考えられる。

(1) 日本基準では、元本に対して利息が発生することを原則としており、この場合、利払いのキャッシュ・フローは利息計上額と一致する[2]。

(2) IFRS 第 9 号では実効金利法が採用されており、実効金利を計算する際に、企業は、期待キャッシュ・フローの見積りを当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することによって行わなければならないとされている。換言すると、すべての契約条件を考慮したキャッシュ・フローに基づいて算出された実効金利によって、利息が計上される。そのため、利払いのキャッシュ・フローは必ずしも利息計上額と一致しない。

9. 前項に記載した貸付金に関する元本と利息に関する考え方の違いを踏まえ、貸付金の測定と減損（貸倒引当金）に関して、IFRS 第 9 号と日本基準では以下のとおりそれぞれの基準内では整合的な取扱いがされている。

(1) 日本基準では、貸付金の測定に関して、手数料等のキャッシュ・フローは債権の取得価額に含まれない。貸倒引当金は、元本に関する回収不能見込み額に対して設定される。将来の利払いのキャッシュ・フローは貸倒引当金の対象外である一方、一定の状況では未収利息を不計上としなければならない。また、貸倒引当金については原則として貨幣の時間価値を考慮しない[3]。

---

[2] 日本基準においても、債権を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性質が金利の調整と認められるときは、償却原価法により測定される。この場合には、利払いのキャッシュ・フローは利息計上額と一致しない。

[3] 貸倒懸念債権についてキャッシュ・フロー見積法を採用する場合には割引計算が行われる。

(2) IFRS 第 9 号では、手数料等のキャッシュ・フローは実効金利法により貸付金の償却原価に含まれており、元本と利息という区分はない。また、予想信用損失とは将来の債務不履行事象から生じる金融資産の契約上のキャッシュ・フローと見積キャッシュ・フローの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足）の現在価値とされている。そのため、将来の利払いのキャッシュ・フローが不足すると予想される場合には割引計算を行った上で減損の対象となり、また、その時点で引当済みとなるため未収利息を不計上とする会計処理は行われない[4]。

10. このように、日本基準と IFRS 第 9 号では、貸付金の測定と減損（貸倒引当金）について整合的に組み合わせられており、IFRS 第 9 号の一部の定めのみを取り入れた場合には、その他の定めと不整合が生じる可能性がある。以下では、そのような不整合が生じないようにすることを前提に検討を進める。

**引当における貨幣の時間価値の考慮**

11. 第 484 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 1 日開催）及び第 184 回金融商品専門委員会（2022 年 7 月 25 日開催）（以下「第 484 回企業会計基準委員会等」という。）でお示ししたとおり、引当における貨幣の時間価値の考慮は予想信用損失の測定に関する原則の 1 つである。

12. 貨幣の時間価値の考慮は、割引計算することによりタイミングが異なるキャッシュ・フローを整合的に取り扱うものであり、多くの会計基準において採用されている。貨幣の時間価値の考慮を採用しないことを概念的に正当化することは困難と考えられる。

13. また、ステップ 2 では、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すことを目的としており、引当における貨幣の時間価値の考慮は予想信用損失の測定に関する原則の 1 つであることから、このような予想信用損失に関する基本的な考え方を取り入れない場合、我が国の会計基準が国際的な会計基準と遜色ないものであると国際的に説明するのが困難になる可能性がある。

14. これらを踏まえると、今回の減損プロジェクトにおいて、引当における貨幣の時間価値の考慮に関する IFRS 第 9 号の定めについて取り入れることが考えられる。

[4] 回収が予想されるキャッシュ・フローに係る割引の巻戻しのみが利息として計上される。

IFRS 第 9 号における償却原価の採用

15. IFRS 第 9 号では、貸付金等の減損の対象となる金融資産が償却原価で測定されていることを前提として、減損モデルが設計されている。

16. 第 484 回企業会計基準委員会等でお示ししたとおり、貸倒引当金控除前の償却原価は契約上のキャッシュ・フローを実効金利で割り引いた金額であるため、予想信用損失の算定において回収が見込まれなくなったキャッシュ・フローを同様に割り引かない場合、予想信用損失を過大に計上することになる。

17. このように減損の対象となる貸付金の測定と引当における貨幣の時間価値の考慮を整合的に行わない場合には割引計算を原因とした差異が生じることから、引当における貨幣の時間価値の考慮と償却原価による測定は予想信用損失の計算過程において不可分の関係にあると考えられる。

18. 本資料第 14 項における検討のとおり引当における貨幣の時間価値の考慮に関する IFRS 第 9 号の定めについて取り入れる場合、あわせて貸付金の測定として償却原価を採用することが考えられる。

利率（実効金利の算定等）

19. 利率に関して、IFRS 第 9 号は、予想信用損失の割引に実効金利を使用する利点として、実効金利は概念的に正しい率であり償却原価測定と整合的である点を挙げている（IFRS 第 9 号 BC5.273 項）。

20. また、第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）において「金融商品の分類に関する論点への対応」について審議を行った際、金融商品の分類については、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等[5]における枠組みを維持する案をベースとして審議を進めることについて異論は聞かれなかった。その際、金融商品の種類ごとの分類に適切な測定を組み合わせることにより連結修正を少なくすることを事務局から提案した。この考え方からは、貸付金について IFRS 第 9 号と同一の測定方法である実効金利法による償却原価を採用することにより連結修正を少なくすることができると考えられる。

[5] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

21. 一方、2018 年 8 月 30 日に公表した「金融商品に関する会計基準の開発についての意見募集」(2018 年 11 月 30 日回答期限) に寄せられたコメントやその後の審議において、金融商品に関する手数料を実効金利計算に含めるかどうか及び実効金利法による償却原価の償却方法 (具体的には定額法を認めるかどうか。) については、実務上の負荷も踏まえて慎重に検討すべきとのご意見をいただいている。

22. このような状況を踏まえ、貸付金について IFRS 第 9 号と同一の測定方法である実効金利法による償却原価を採用することを原則としつつ、金融商品に関する手数料の取扱い及び実効金利法による償却原価の償却方法 (具体的には定額法を認めるかどうか。) については別途検討することが考えられる。

**小括**

23. 上述のとおり、貸付金の測定として IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価に関する定めを採用するとともに、予想信用損失の算定において実効金利 (又はその近似値) を使用して貨幣の時間価値を考慮することが整合的と考えられる。そのため、「引当における貨幣の時間価値の考慮」、「IFRS 第 9 号における償却原価の採用」及び「利率 (実効金利の算定等) 」については、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れることが考えられる。ただし、金融商品に関する手数料の取扱い及び実効金利法による償却原価の償却方法 (具体的には定額法を認めるかどうか。) については別途検討することが考えられる。

**(条件変更及び認識の中止)**

24. 金融資産の条件変更及び認識の中止に関する論点は、条件変更前の金融資産が継続しているものとして取り扱うかどうかに関するものであり、基本的には分類の会計単位に関する論点である。金融資産の減損は分類及び測定の結果を踏まえて行うものであり、金融資産の条件変更は減損モデルを適用する前提となる一段階前のプロセスと考えられる。

25. IFRS 第 9 号の条件変更に関する定めについては、2021 年 9 月に公表された国際会計基準審議会 (IASB) の情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定」(以下「本情報要請」という。) の対象に含まれており、本情報要請に対する回答者のほとんどは、金融資産の条件変更は実務において最も疑問が生じる分野の 1 つであると述べ、実務上の疑問点や多様性が生じる要因は条件変更が金融資産の認識の中止をもたらすかどうかを判断するための基礎となる原則が存在しないことに起因するとの意見が聞かれたとされている。また、金融資産の条件変更に関する要求事項は金融負債の条件変更に関する要求事項よりも明確ではないとの意見が、

多数の回答者より聞かれたとされている。

26. IASB は、本情報要請に対する回答者からのフィードバックを踏まえ、2022 年 7 月のボード会議において、金融資産及び負債の条件変更の適用に関する IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのリサーチ・パイプライン・プロジェクトを追加することを決定している。また、当該プロジェクトでは、「IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― 減損」の発見事項も考慮することとなるとされている。

27. 上述のとおり、IASB は IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのプロジェクトを予定しており、現時点で IFRS 第 9 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性がある。このため、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないことは国際的に説明可能であると考えられる。

28. また、認識の中止については、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、2018 年 8 月 30 日に公表された「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に寄せられた意見を踏まえて審議された結果、認識の中止についてはプロジェクトの範囲に含めないとされた。金融商品の認識の中止は条件変更と密接に関連する論点であることから、仮に IFRS 第 9 号の条件変更に関する定めを日本基準に取り入れる場合には認識の中止についても取り扱うか再検討することも考えられるが、前項のとおり、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れない場合には認識の中止についても取り入れないことが考えられる。

29. 条件変更及び認識の中止について IFRS 第 9 号の定めを取り入れない場合、現行の日本基準では、債権の条件変更等が行われた場合の取扱いに関する明確な定めは存在しない。そのため、既存の契約について条件変更が行われた場合、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うのか、既存資産の継続とするのかは、個々の状況に応じて判断することになると考えられる。

## V. ASBJ 事務局の提案

30. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点については、次のとおり取り扱うことが考えられるがどうか。

(1) 「引当における貨幣の時間価値の考慮」、「IFRS 第 9 号における償却原価の採用」及び「利率（実効金利の算定等）」については、原則として IFRS 第 9 号の

定めを取り入れる。

ただし、金融商品に関する手数料の取扱い及び実効金利法による償却原価の償却方法（具体的には定額法を認めるかどうか。）については別途検討することとする。

(2) 「条件変更及び認識の中止」については、当面の間 IFRS 第 9 号の定めを取り入れない。

| ディスカッション・ポイント |
| --- |
| 本資料第 8 項から第 30 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。 |

以　上